

広島県告示第百六十号

平成二十三年広島県告示第四百二十号（広島県港湾施設管理条例の規定に基づき知事が指定するピジター船舶の用に供する港湾施設及び知事が定める施設の区分）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年二月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表に次のように加える。

三原内港客船東（ピジター） 栈橋	三原市城町三丁目一番地先	二級施設
---------------------	--------------	------